

経俊卿記逸文

鎌倉時代中期の公卿吉田経俊の日記「経俊卿記」は、その家名・官名から「吉黄記」・「吉礼記」・「坊治記」などとも呼ばれている。この経俊の日記は、書陵部藏伏見宮本の中に十五巻、近衛家伝來の書籍を納める陽明文庫に一巻の自筆原本が残されているほか、写本類も多く、各種部類記に引用されている逸文も相当量ある。昭和四十五年三月、これら原本・写本を収めて図書寮叢刊『経俊卿記』が刊行され、その後に書陵部と陽明文庫から発見された自筆原本の断簡各一葉が、飯倉晴武氏により「経俊卿記補遺」として本紀要「十七号に資料紹介されている。

今回紹介するのは、現在書陵部で整理が進められている九条家本の中から発見されたもので、『臨幸部類記』と題された江戸初期写の部類記に引かれている「経俊卿記逸文」である。経俊の経歴等は図書寮叢刊『経俊卿記』の解題に詳述されているので省略し、本書の書誌・内容についてのみ簡単に触れておく。

本書は袋綴一冊。縦三十粋、横二十二・一粋。楮紙の表紙が付けられており、本文と異筆で「臨幸部類記」と外題が直か書されている。本文料紙は薄手の斐楮交漉紙、墨付二十八枚。江戸初期頃の書写と推定され、

卷末に、永享九年五月に中山定親の本を鷲尾隆遠が書写し、同年六月にそれを貧劣居士（不詳）が書写した旨を記した本奥書がある。

本書の構成は、前九枚が後深草・龜山兩上皇の童舞御覽御幸、後宇多天皇の北山亭行幸などを記した弘安八年四月八日から同年六月六日に至る「公衡公記」、後六枚が後深草・龜山西上皇の御幸始、後宇多天皇の北山亭行幸などを記した弘安十一年正月一日から同年四月二十九日に至る「公衡公記」で、その間に正元元年（正嘉三年）三月四日から同九日にかけての西園寺亭一切経供養への行幸啓を記した「経俊卿記」が置かれている。この行幸啓に関しては、藤原憲説・藤原公種・二条資季等の記録をまとめたものが、『西園寺亭一切経供養並後宴等記』と題されて書陵部藏伏見宮本の中にあり、これらに見える経俊の行動が、本書のその部分の記主の行動と一致することから、この記主が経俊に間違いないことが判明する。と同時に、本書により伏見宮本を補完することもできるのである。

以上の如く、本書は江戸期写本ではあるものの、前後の「公衡公記」をも含めて、他に伝本の存在を知られていない内容を有することに加

え、本書の体裁は、その祖本がもとは西園寺家にあった（すなわち『管見記』の一部）ことを強くうかがわせる良質な写本である。しかしながら本書全体を翻刻するには分量が多いことから、今回は図書寮叢刊の補遺という意味で、そのうちの「経俊卿記逸文」をここに紹介する次第である。

凡例

一、使用漢字は原則的に原文のままとしたが、一部異体字は正字に置き換えた。

一、本文中に適宜読点および並列点を付した。

一、割書の割註はボイントを落とさず、『』内に入れて区別した。

一、編者の加えた註のうち、校訂に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名などの説明註には（）で示した。

（宮崎康充）

吉田中納言經俊卿記

正元々年三月四日、今日院^{（後嵯峨上皇）}・大宮院御幸^{（西園寺實氏）}前相國北山第、明日^{（西園寺姑子）}

於西園寺可有一切經供養、仍今日所幸也、午刻許出御、於近衛東洞院見物、行列、先殿上人、次公卿、四條大納言隆親^{（北畠）}・源中納言雅家^{（北畠）}・按察顯朝^{（小畠）}・平宰相時繼^{（前中納言）}・左衛門督彌川^{（花山院）}・已上直衣、次御隨身、各刷之、上萬冠直衣、

次御車、網代底^{〔女カ〕}院御同車、如次後騎太宰權帥^{〔大〕}隆行卿^{（四條）}前中納言、次官人、次北面、次女院出車二兩、布衣相副之、着

西園寺一切經供養行幸事
五日、今日西園寺一切經供養也、仍有行幸并^{（恒仁親王）}春宮行啓、^{（吉田經俊）}予行

啓可供奉之由、兼被催分之間、辰刻許參春宮、方^{（東）}帶^{（馬唐尾）}、有文巡
大滑用黒地鞍、舍人二人、萌木、白柏、着下袴、馬此間^{（山階實雄）}傳^{（堀川）}・大夫等參
副四人如例、雜色四人平禮、上結又如常、駕毛馬、^{（日野）}仕、奉行宮司資宣催足遲々人々、頃之頭亮高定朝臣自内裏

參仕、行幸出御已成云々、仍殊被忿、帥卿奉仕御總角、卽

被召裝束云々、先是勘日時令啓之、立御車於南庭、刻限公
卿列云々、帶刀南邊、學士列御車、頭亮高定朝臣以下宮司

同列立、此間儲皇出御、^{（洞院公宗）}帶劍黃丹御袍、傅右大臣奉扶持之、

大夫襄御簾、權大夫取壺切御劍入御車、^{（洞院公宗）}騎馬少年之間、先以

先陰陽師在盛朝臣、昇自南階奉仕反閂、次寄御車、大夫襄

御簾、次賀御、此間公卿磬折、傳^{（洞院公宗）}着松重候御車後、傳不可然之由、

見長治大御記、然而傳同車之條有例欵、參^{（洞院公宗）}於中門外懸御車牛、大夫襄御車之時、解劍入御車、大進資宣襄簾云々、

路、先左兵衛、次啓内舍人三人、次陣頭四人、次公卿三條

中納言 公泰、櫻萌木下重、新中納言 爲氏

御子志

行幸未成之間、於二條大路暫奉待行幸、々々過之有行啓、
到寺門外、公卿列門外西腋、東上、南面、御車南面、足外、四扣之、搔放
御牛、此間公卿關白鷹司兼平以下令參御、迎二條中納言・平宰相・
譲原顯雅
新宰相等、着淺沓加門外公卿列、先是內藏寮供筵道、貢季
布自門内切妻内到此間亂聲、發船樂、次下御、日野資宣大進立御榻、權大
中門切妻内到此間亂聲、發船樂、次下御、日野資宣大進立御榻、權大
夫持壺切、儲皇昇自中門切妻、入南面妻戶間、令參內御方
給、次出同御方東面妻戶、經堂弘庇入正面、於佛前御禮佛、
一拜、令持御笏御云々次入御所、次關白殿柳下重、着堂前座給、
此儀不見及、尋聞記之、京極
次召頭中將爲教朝臣召諸卿、此間前太政大臣着院司座、左
條道良柳下重・前右大臣西園寺蘇芳下重、近衛右大臣實雄・內大臣基平、款冬下重、
二條大納言良教・右大將三條藤下重・中宮大夫公持・土御門大納
言通行・權大納言師繼・二條中納言資季・中宮權大夫中院雅忠・
新中納言爲氏・別當西園寺實材等着南座、内御方也、參議等前右大
臣公基・四條大納言隆親・春宮大夫通成蘇芳下重・按察顯朝前中納言・帥
前隆行、中院前納言・源宰相中將通世等着院司座、以上官大外記師光

朝臣以下着階下座、先是式部・彈正着座、右少辨忠方加着
座上、頃之起座、次殿上人、後深草天皇內御方內藏頭親繼朝臣・藏人
勘解由次官高俊・左衛門權佐賴親、院御方左兵衛督資正朝
臣・前播磨守邦經朝臣・右衛門權佐經藤、女院御方宮內御
家經朝臣・藏人春宮大進資宣、春宮御方權大進經任・權大
進中忠世等着階下座、此間發亂聲、左右振杵、師子出臥舞臺

良異、樂人各列立樂屋前、次吹調子壹越調、雅樂寮相分率
鳥・螺・菩薩、舞人・樂人等出南門、列衆僧集會所發樂、
僧列、次樂人經本路到樂屋前立、此間師子起舞、但只立許也、不舞、不退衆
僧・治部・玄蕃爲先六位前行、衆僧到幄中標下立、次衆僧
着座、以迎導師・呪願、次兩師登高座、次堂童子着庭中座、
次圖書打鼓、樂人、、、、

此間儀式略之、如本

六日、今日一切經供養翌日儀、尋聞記之、

御裝束儀、寢殿南面母屋三ヶ間并南庇五ヶ間及東簷子敷

滿京筵、嘉保例
云々 母屋三ヶ間南庇四ヶ間東面妻戸御簾卷

之、南廂西邊居障子、東廂北障子懸翠簾垂之、母屋四面

懸壁代卷之、東西北以紐爲裏、南以紐爲外 東西北三方立廻五尺屏風、東

第一間敷縹綢端疊二枚、東西 其上敷唐錦緣龍鬚二枚、其

上敷同緣茵一枚爲主上御座、同西第一間敷同疊・龍鬚茵

等爲上皇御座、南北行 南廂東一間副北障子敷縹綢端疊一

枚、東西 其上加東京茵爲東宮御座、南階東西簣子敷菅

圓座爲公卿座、南廂西第一間敷縹綢帖・東京茵等爲大宮

院御座、南面出織物几帳、其以西廊四ヶ間、加作合間 爲女房

候所、每間出纈纈几帳帷、女房出袖、以東卯酉廊爲中宮

公子 御所、西第一間敷縹綢帖・東京茵爲御座、出織物几帳、

其以東三ヶ間、每間纈纈几帳、女房出袖、東子午廊北第

二間、並御遊具、南第三間兼儲諸司御裝束、

時刻公卿・侍臣參仕、各着直衣、四條宰相中將^{隆顯}・土御

門三位中將^{通顯}、直衣^{云々}、或帶弓箭、或帶劍許^{云々}、事具

了、上皇出御、御直衣、自西鳥居障子 御隨身進前庭、御座定退

候西方砌下、次主上出御、御直衣、御奴袴、自東廂簾中 出御、前右大臣公相候御簾、次東宮隨

御肯渡御、自東子午廊北第一間西面出御、々着座、前右大

臣^{公基}・傳・大夫扈從、次召諸卿、四位別當資平朝臣召之、大

臣以下着座、東座左大臣・前右大臣・右大臣・四條前大納

言・二條大納言・右大將・花山院^{通雅}大納言・二條中納言・中

宮權大夫・新中納言・六條二位^{顕氏}・四條宰相中將・土御

門宰相中將・春宮權大夫、西座前相國・內府・春宮大夫・

權大納言・按察・平宰相・源宰相中將等着座、但御遊之時

悉不着座欵、和歌之時着座如此^{云々}

次供御看物、紫檀地螺鈿御臺二本『有伏輪』、二御臺千物四坏銀器、御箸一双木在臺、銀同御

盤一枚『居御箸、銀、有花盤』、御銚子^{已上三所如此}、先內御方、但東宮御膳・御臺・御盤詩繪有伏輪、前相國各儲之、供之、

陪膳四條前大納言^{隆顯}、役送四條宰相中將^{隆顯}・頭中將爲敎

朝臣、御盤^{益欽如本}・御銚子被略之^{云々}、次院御方、供之、陪膳春宮

大夫^{通成}、役送平宰相^{時繼}・源宰相中將^{通世}、次東宮御方、

大夫^{通成}、役送平宰相^{時繼}・源宰相中將^{通世}、次東宮御方、

大夫^{通成}、役送左頭中將忠繼朝臣・左中將信家^{坊門}

朝臣勤之、次諸卿賜衡重、略之、勸益被 次置御遊具、先頭中將爲

教朝臣持參御比巴、前右大臣傳取之、置主上御前、次藏人
大進資宣持參笛管蓋置大臣前、右大臣取出他物等殘置、持
參東宮御前進之、取空蓋歸本座、如元返入之、次第取下之、
次置比巴・箏・和琴云々、次召堪事侍臣、主上令彈琵琶

御、東宮令吹御笛御、希代之珍事也、定無先規欵、所作人、

笛二條大納言良教、自律吹之、琵琶前右大臣、笙前大納言隆親、吹出

後讓子息前左兵衛督隆房卿云々、拍子前源宰相有資、付歌右

大辨宗雅中御門、朝臣、和琴太宰權帥隆行、笙春宮權大夫公宗、筆策

左中將忠資藤原、朝臣、次糸竹、和音、只呂、安居尊名、鳥破・席田・

邊兼、律、青柳・萬歲樂、次御遊了、撤管絃具、次左大臣

召五位藏人藤原、經業、參上、仰可進文臺・圓座之由、次經業持

參御硯管蓋、昇長押、置南庇階間每屋柱中央、次勘解由次官

序者先置懷紙事事、經任敷圓座於文臺南、先是春宮入御、諸卿蹲居、次左大臣

御前講師持笏例、次自下藤次第置之、次講師權右中辨主生、雅言朝臣、持笏、

非和歌家又非儒家奉行勤講師例、依召着座、次依仰左大臣奉仕讀師、此間前相國・前右大臣

非儒家并郢曲講序例、等候長押上、前右府公相・權大納言師繼・按察顯朝、等講序

大臣給御製置文臺、新中納言爲氏卿依召勤講師、講誦了、
傳取之、各披講了、講師退出、讀師撤臣下和歌、次前太政
先公卿起座次入御例各復座、次賜祿於諸卿、女院・中宮等資平・雅言朝臣以下取

之、次諸卿起座、次主上・々皇入御、

今日持參和歌之時、着東座之人、經主上御座間之時皆以蹲
居、花山院大納言一人不居云々、殿上人資平・忠繼等同不
居云々、着西座之人、又經上皇御座前間居之云々、源宰相中
將・四條宰相中將・土御門三位中將、已上卷纓、帶劍、不帶弓箭、春宮權

大夫、具和歌於弓、殿上人置和歌之時、或置弓於長押下、或
於御座間蹲居之時置其所云々、人々所爲不同云々、可尋知勝

說、

東帶公卿帶并太刀事

今日二條中納言資季・新中納言爲氏、已上束帶・無文玉帶・

詩繪劍云々、

春日侍 行幸北山第、同詠翫花應

太上皇製和歌一首并序

應 太上皇製和歌

從一位行左大臣藤原朝臣 、 、 、 上

序者歌二行七字例
春樂 、 、 、

、 、 、

、 、 、 什其辭曰

二行七字
まれにきく代々のためしをとりあハせて

きみそちとせのはるもみるへき

春日於北山第翫花

和歌

三行三字
いろ／＼に

少將内侍、紫薄様、辨内侍、紅薄様、已上散書也、

春日侍 行幸北山第、同詠翫

花應 太上皇製和歌

從一位臣藤原朝臣實氏_上

三行三字
いろ／＼に 、 、 、

春日侍 行幸北山第、同詠翫花

正二位行陸奥出羽按察使臣藤原朝臣顯朝_上

正三位行權中納言兼中宮權大夫源朝臣雅忠_{〔臣既か〕}_上

正三位行權中納言兼左衛門督臣 、 、 、 基具_上

從一位臣 、 、 、 公相_上

右大臣正二位兼行皇太弟傳臣藤原朝臣實雄_{子次}_上

内大臣正二位左近衛大將藤原朝臣基平_上

正二位臣藤原朝臣隆親_上

正二位行大納言臣藤原朝臣良教_上

正二位行大納言兼右近衛大將臣藤原朝臣公親_上

正二位行權大納言兼春宮大夫臣源朝臣通成_上

正二位行權大納言臣藤原朝臣師繼_上

正二位行權大納言臣藤原朝臣通雅_上

一首歌二行七字例
はるかせの 、 、 、

二行七字
正二位行中納言臣藤原朝臣資季_上

三行三字
のとがなる 、 、 、

從二位行權中納言臣

爲氏上

從二位臣藤原朝臣

顯氏上

參議正三位行兼左近衛權中將臣源朝臣通世

上

參議、

隆顯上

正三位行左近衛權中將、通賴

上

從三位行春宮權大夫兼左近、公宗

上

藏人頭正四位下行、

爲教上

正四位下行左近、

忠繼上

正、

信家上

正四、

具氏上

正四、

資平上

藏人頭正四位下、

高定上

正四位下、

具房上

正四、

公雄上

正四、

基顯上

正四、

雅言上

藏人宮內大輔正五位下、資宣

上

正五位下、

經任上

讀師左大臣、講師權右中辨雅言朝臣、

八日、今日一切經供養後宴儀也、昨日依雨延引、仍今日被遂

行之、已刻參北山殿、

有文玉帶、雜色平禮上結、今日無行幸、可爲無、文玉帶、嘉承鳥羽殿行幸御逗留之時有沙汰、

被用行幸儀不審之間、花山院大納言相共尋奉行人資平朝臣、資平卽奏聞、可爲行幸儀、近衛司以下可引御馬、如裝束不可有相違之由被仰下、仍用有文玉帶、他人或無文玉帶、不聞沙汰之趣故欵、雜色今夕垂袴也、可爲行幸儀者、上結之條可叶道理欵、堂上御裝束如一昨日、

南階近衛胡床、同東砌數黃緣疊二枚爲內殿上人座、其東數

同疊一枚爲東宮殿上人座、中門內北砌數同疊爲帶刀座、南

階西砌數同黃緣帖三枚爲兩院殿上人座、南庭立五丈纈纈幄

一字爲樂屋、其前立大鼓一面、其左右立鉦鼓各一面并梓等、

左西、右樂屋前倚柏梓棹六支、東中門外南北行引幔、當中

門有幔門、殿上廊西南立部外同引幔、南透垣前東西行同引

之、

刻限諸卿參集、着殿上廊、豫居、機饗、左府・新中納言・予着之、

着西座人廻彼方事、自余人々徘徊便宜所、未刻許事具了、欲始行、仍予起座廻

卷之二十一

樂行事改淺履事
據改着淺沓、樂人兼儲此所、先仰双調々子、次奏參入音聲、

陣、次上皇御東帶、赤色御袍、櫻御下重、自南庇東面簾中出御、前右大臣候

御簾、次主上出御、
御東帶頭中將爲教朝臣寰南庇東一間御
簾、主上令取御笏給、頭亮高定朝臣持之、儲南庇東面妻戶

外、出御簾外之時進之、次御座定、南面、次四條宰相中將

聖人對人例隆顯、着裏款、重、萌木、作袴、冬下參簾下取御劍、內侍持之、兼置御座傍、次頭中

先々一人役之歟、今度兩人役之如何、次東宮出御、如一昨日、御總角・闕腋御袍、

御着座之時有御持劍、御笏如例、次四位別當頭春宮亮高定朝臣參進、候南面

東一間簷子、奉仰召諸卿、次左大臣・右大臣追參加之、四

條前大納言 隆親
• 二條大納言 良教
• 右大將 公親
帶弓箭、
• 中宮大夫

公持・春宮大夫通成・二條中納言資季・中宮權大夫雅忠・按察

顯朝、着東座、自余人々依無座不着、院御方、西也、前右大

臣公相・花山院大納言通雅・源中納言雅家・左衛門督基平・弓箭帶・

帥隆行・別當弓箭實材、帶予着之、次左大臣承仰召左右將各一

人、仰樂行事、頭左中將爲教朝臣裏款冬下重、萌木表袞、右中將茂通朝〔藤原〕

臣平綱裏款冬下重、進立左府後砌下、承仰退歸、卽出中門外、懸同蘇芳表榜

敷參進間敷御座前、
六條二位顯氏・右宰相中將
置伊弓帶司

勸益略之、次供主上御膳、陪膳右大將、老懸不放之、差簽、撤弓箭、取打

主着座事
臣傳仰之、仍樂行事率舞人退出、次公卿雖賜衡重、五位侍
第主追着座、仍更居衡例
臣役之、自兩方居之、此間前太政大臣白綬
下重、着西座、予平
伏、親昵人々蹲居、更又居衡重於前相國前、條追加人更居衡重之
猶不審可尋

由、前右府下知之、仍舞人等入樂屋、暫雖被相待晴隙、雨腳猶不止、於今者舞早可止之由、被仰下前右府、召資平朝

次左青海波出舞、院御隨身或着錦袴、立垣代、右大
將番長可相加之由、前右府被下知不參加、茂通朝臣立垣代、
如本々々

胡
・新宰相 顯雅
・四條宰相中將 隆顯置
・頭亮高定朝臣勤

役送、下膳反鼻役之、御酒盞被返之、紫檀地懸盤六脚、銀器、同折敷二枚、一枚御汁物、錦打敷云々、次供上皇御膳、自西供之、主上御膳未了之間也、陪膳花山院大納言通雅劍差笏解取打敷入當間敷御座、

也、大納言聊アキマ北面居之、平宰相時繼予・新三位如直・頭也、

中將等勤役送、下藤數度役之、色目同前也、折敷御汁物并

綱許被居之、自余返之云々、次供東宮御膳、陪膳別當

實材、解弓箭

放老懸、不役送殿上人左中將信家朝臣園基顯朝臣已上不解胡籤、

藏人大進資宣・權大進經任等也、懸盤四脚、折敷二枚、打

盃於亭主事敷也、此間平宰相持參上皇御酒盞、前右大臣起座、寢殿西

第二間邊簾子、傳取御酒盞、乍折敷傳取之、於蓋者返本役人、入御座間、進御

御銚子事前獻之、先是本陪膳人退入、次予差笏取御銚子、參進御座

間長押下、懸膝於長押、進御銚子於前右府、々々取之入御

盃、此間予乍差笏祇候簾子、次上皇令目相國御、次前右府又入酒於御盃

之後、返賜御銚子於予、々取之而退歸、返賜藏人、次前右府復座、次前大相國參進、賜御盃先是左大臣起座、前右府、右府候座、自余人々大

復座、召男共、四位別當資平朝臣參進、土器可持參之由仰之、資平退歸持參之、次太相國移入酒、賜御酒盞於資平、次起座、降南階立隱階桂え内北面、拜舞、此間親昵卿相前右大臣・四條前大納言・右大臣・別當『已上西』、各降自東西腋階、地上躋居、自余公卿不留座畢自行・中宮大夫・二條中納言公泰・新中納言『爲氏、已上東』帥『隆行』、南階還昇復座、嘉保昇

次左大臣殿復座、右府・二條大納言

以下復座、次資平朝臣持參土瓶、前相國飲之、又受酒擬左府、々々起座、懷中笏受盃復座、東座次第巡行、此間西

座人々不着之、盃巡流有煩之間、兼有其沙汰、仍内々存知

之、次大相國進御贈物等、先內御方御本、前右大臣、琵琶、春宮大夫、各出自西方跪御前稱名、於東廊授職事、御本頭

亮請取之、琵琶藏人次官請取之云々、次院御方和琴、右大臣、笙、中宮大夫、其儀如初、院司等請取之、次女院御本、四條前大納言、

琵琶、別當、進御前稱名退歸、就西廊一間簾下進女房、次東宮御方笛、右大將、其儀如內・院御方、宮司請取之、次中

御引出物御馬、三條中、宮御方箏、納言進御前稱名、進東就卯酉廊東一間簾下進女房、次奉御引出物細馬、御方々御贈物、置平文移鞍事未了以前引之、內御方六疋、置平文移鞍、

近衛次將等引之、自西引出之、於東中門外分賜左右馬寮、

院御方置黑移鞍例

次院御方六疋、

置黑移鞍例

移鞍、籠同前、

御隨身於中門內請取之、賜

御厩舍人、次東宮御方三疋、

不置鞍、飾羈、錦品可

籠同上、主

上皇賜御馬於主人事
馬請取之、次上皇賜御馬二疋於前太相國、

近衛次將并御隨

身等引之、入東中門引立南庭、相國起座降南階、

親昵人居地如初

次

々御馬自身不取例

取一御馬表手差繩一拜、

次小引退西方、

賜別當卿、

々々々

次

々御馬自身不取例

請取之賜前驅、

太相國昇自西階、徒、

歸着本座、

次二御馬

別當又受取之、

同賜前驅、

次賜公卿祿、

相國之外不着座、

頭中將取相國祿、

頭中將卽請取之云々、

次東宮還御、

次主

入御後御膳五位殿上人撤事

入御、其儀大略如出御儀、

次上皇入御、

相國候御簾、

次

勸賞絃位事

勸賞絃位事、

其儀、

無母屋

五位殿上人等參進三所御膳、

次有勸賞事、

其儀、

無母屋

御簾、

庇卷之

階間中央儲御座、

同間南階敷菅圓座爲執筆大

臣座、其西敷同圓座爲關白座、

執筆西頭立切燈臺、

御裝束

了、主上出御々簾中、關白・左大臣依召着御前座、

次左大

臣召男共、五位藏人經業參上、大臣召硯・紙、經業持參之、

居折算
居折算、大臣依仰次第書之、奏聞、返賜出殿上、召大內記

（晉原）
公長結之云々、予敍位以前退出、今日依忌日無還御、

九日、已刻許相具馬參北山殿、今日可有還御之故也、未刻先

御幸還御、公卿直衣、殿上人束帶或衣冠、爲衛府之輩皆衣

冠垂纓、行幸同日供奉無先跡歟、次東宮還御、門內敷筵道、

雨脚不休、仍大進資宣候御笠、於門外御乘軍、傳同參御車、

解劍・踏・儲君御榻云々、藏人大進資宣裏簾、此等儀

可尋知先規、或人云月輪入道殿御所爲如此云々、

（九條兼實）

供奉人如先度、

院御見物、御車前六位不及下馬、相續行幸、於出御々所被

勘日時、土御門大納言道行、下之、又無圍司奏云々、